

社会福祉法人三社会
評議員・役員の報酬等及び費用弁償に関する規定

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人三社会（以下「本会」という。）の定款第8条、定款及び定款第21条に基づく評議員、役員の報酬等の基準、額及び費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(意義)

第2条 この規定において、次の各号に掲げる用語意義は、当該各号の定めることによる。

- (1) 評議員とは、定款第2章によるものをいう。
- (2) 役員とは、定款第4章による理事及び監事をいう。
- (3) 常勤役員とは、前号の役員のうち、本会を主たる勤務場所とする者をいう。
- (4) 非常勤役員とは、第2号の役員のうち常勤役員以外の者をいう。
- (5) 報酬等とは、職務の遂行に伴い発生する旅費（宿泊費を含む。）等の経費をいう。

(報酬等の額)

第3条 評議員の報酬は日額とし、評議員会への出席の都度、定款第8条に定める金額の範囲内で、別表第1に基づき支給する。

- 2 常勤役員の報酬は月額とし、5万円（税込）とする。
- 3 非常勤役員の報酬は日額とし、理事会等本会業務への出席の都度、また、監事の監査業務は業務執行の都度、別表第2に定める年度総額の範囲内で、同表に基づき支給する。

(報酬支払方法)

第4条 前条各号に規定する報酬、費用等は現金をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関に振り込むことができる。

(費用の弁償)

第5条 本会は、第2条の第1号、第2号、第4号による評議員、役員等が、その職務を行うために要する費用を弁償する。

- 2 費用の弁償の額は実費とする。ただし、旅費については近接地外の旅行に関するものを対象とし、旅費規則に基づき算出されるものとする。
- 3 費用の弁償の請求があったときは、遅滞なく現金で支払うものとする。ただし、本人の指定する名義の金融機関に振り込むことができる。

(規程の改廃)

第5条 この規定の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第6条 この規定の実施に関し必要な事項は、会長が別に定めるものとする。

附則 この規定は平成29年4月1日より施行する。

別表1 評議員の報酬

役職	報酬日額(1人当たり税別)	年度総額(1人当たり)	年間総額(合計)
評議員	3,000円	50,000円	350,000円

別表2

役職	報酬日額 (1人当たり税別)	年度総額 (1人当たり)	年間総額 (合計)
理事	3,000円	60,000円	360,000円
監事	3,000円	60,000円	120,000円
監事(監査)	20,000円	100,000円	200,000円